

# 公益財団法人 公益法人協会

## 第39回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成29年3月6日(月) 16時~18時5分
- 2 開催された場所 日本工業俱楽部 4階第一会議室
- 3 理事総数及び定足数  
総数 14名、定足数 8名
- 4 出席理事数 11名  
(出席) 時枝孝子(通称・雨宮孝子)、浦上節子、太田達男、片山正夫、金沢俊弘、鈴木勝治、高宮洋一、田中皓、橋本大二郎、堀田力、山岡義典  
(欠席) 岸本幸子、早瀬昇、福原義春  
(監事出席) 中田ちづ子、平川純子
- 5 議題  
**決議事項**  
第1号議案「平成29年度事業計画書及び收支予算書等の承認」の件  
第2号議案「内部諸規程の改定」の件  
第3号議案「平成29年度役員報酬(4~6月)の件  
第4号議案「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件  
**報告事項**
  - (1) 公益目的事業変更に係るガイド及び当協会要望書
  - (2) 不認定案件への対応
  - (3) C A P S 委託調査
  - (4) 法制審議会信託法部会の状況(公益信託)
  - (5) 東京都委託社会福祉法人事業の経過
  - (6) 寄付月間「寄付川柳」の応募と選考結果
  - (7) 28年度寄附金の状況報告
  - (8) 事務局人事の件
  - (9) 28年度入退会の状況
  - (10) 28年度下期コンプライアンスの状況
  - (11) その他業務執行報告
  - (12) その他報告
- 6 議事の経過及びその結果  
(1) 定足数の確認等  
冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。
- (2) 議案の審議状況及び議決結果等  
定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

## ○ 決議事項

### 第1号議案『平成29年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

太田理事長から事業計画書案について説明があった。説明によると、まず環境認識として、平成29年度は公益法人制度改革施行後10年の節目の年に当たる。新制度はこれからが真価を問われることになるが、28年度をみても、非営利組織評価センターの設立をはじめ公益信託制度の抜本改正に向けた審議の開始、全国レガシーギフト協会の設立、休眠預金等の活用に係る法律の成立など、注目すべき動きが目白押しであり、それらのさらなる実用化に向けて体制を整える段階を迎える、非営利組織による民間公益活動が果たすべき役割はますます重要なものとなっている。そこで基本方針は、①非営利組織のより徹底した自律的で自立した資質の向上により、休眠預金、公益信託、資産寄附など社会から負託される財産の公正で透明性の高い管理運用体制の構築に協力すること、②社会福祉法人制度改革に対応し、適切な支援体制を整備すること、③会員へのより質の高いサービス向上をめざし、会員システムの向上、遠隔地相談体制、インターネット利用環境などを整備することの三点を軸に事業計画を策定した。具体的には次のとおりである。

#### <公1 「普及啓発事業」>

出版では実務本の他に休眠預金活用制度、遺贈寄附、公益信託、社会福祉法人制度に対応した企画を進め、Webサイトでは会員専用頁を設けるとともに、モバイル閲覧にも対応させ情報発信力を高めるとともに、NOPODAS（非営利法人データベースシステム）は、登録情報の数値データの拡充等、さらに利便性の向上を行う。また、国内外連携としては休眠預金活用、遺贈寄付、社会的インパクト評価に関する動きを注視し、関連団体との連携を構築する他、海外の中間支援団体との情報交流、日本の市民社会組織関連情報の海外発信を図る。

#### <公2 「支援・能力開発事業」>

相談室では4月に改正法が全面施行される社会福祉法人の運営支援を本格的に実施し、社会的関心が高まりつつある遺贈に関する相談窓口を設置する他、新たな地方拠点を一、二か所開設し地方相談体制を、また、地方会員団体にはスカイプによる面接相談体制をそれぞれ強化する。セミナーは、主軸である会計セミナーを全国主要都市で開催する他、社会福祉法人を対象とするセミナーを拡充し、人事管理・労務セミナーのシリーズ化、その他公益法人を取り巻く環境変化に対応したセミナーを実施する。機関誌は実務記事の充実、執筆陣の拡充を図るとともに、広報力の向上、読者拡大を狙いとした本誌記事の一部デジタル化を図り、ホームページ上での記事閲覧を進める。情報公開支援としては、新規設立の法人と地方における法人の積極的な利用促進とともに、社会福祉法人などの利用にも門戸を広げる準備を進める。

#### <公3 「調査研究・提言事業」>

「社会的企業研究」「非営利法人関連の判例等研究会」「公益法人・一般法人アンケート調査」などを行うとともに、専門委員会では、それぞれ実用化に向けた準備が本格化する休眠預金、遺贈寄付、公益信託制度抜本改正について、関連テーマを議題として運営する。また、検討課題の広がりに伴い、会員外の非営利組織関係者も特別メンバーとして募集、委員会の活性化を図る。また、提言活動は「資産寄附税制改正」「公益信託法改正」「休眠預金活用制度」など重点テー

マに対し、当協会単独ではなく4専門委員会メンバー団体を中心とする公益法人・一般法人並びに隣接する非営利セクター関係団体との共同要望体制を構築する。

#### <法人管理>

会員システムの機能を拡大・強化し、役職員全員で情報を共有、最新の会員情報に基づくアプローチにより会員増強を図る他、モバイルに対応したサイトの構築を進め、情報発信力を高める。また、中期計画に記した資金積立てによる財務体質の改善を図る。

次に金沢専務理事から、28年度の財務状況の説明とともに、平成29年度収支予算について説明があった。説明によるとまず、28年度は3年連続の黒字が見込める状況にあるが、資金繰りは数年前に比べて引き続き良好である。事業収益を牽引するのは売上6千万円以上のセミナー事業であるが、移行期から徐々に収益力が低下している出版、本年度は新規入会が落ち込んだ会員関係は、新年度に新たなテコ入れをすべく事業計画にもその旨を盛り込み、29年度もプラスの収支予算を組んだ、とのことであった。続いて、資金調達及び設備投資の見込みについては、事業計画の説明にもあった「NOPODAS」に500万円、また、協会内システムの拡充に108万円投入するとの説明があった。

以上の説明に関連して、次の質疑応答があった。

(堀田理事) 公益法人制度改革から10年経ち、公益法人協会は制度の確立、実務面の運用を含めて自発的、自立的に調査、提言し、公益活動の自主性を確保するために尽力したと思う。公益法人協会の提言・要望がなければ、今の制度は官主導の色が濃いものになっていただろうことは否めないであろうし、その点に敬意を表したい。今は制度もやや落ち着いてきたが、遺贈寄附など各論的なところについて、頭の隅に置いて活動して欲しい。また、今後配慮して欲しいのは、助成金、補助金など、行政から民間に対する資金提供によるコントロールであり、特に福祉分野では自主的な活動が阻害されている。官からの資金提供が多いと活動の精神に自主性が損なわれる。また、旧制度時代からの名残りで、行政補完の調査研究を、移行後も行っている法人が結構あるが、これは勿体ない。この点については、調査研究と提言が必要である。

(太田理事長) ご指摘のとおりであり、行政からの補助金、助成金によってコントロールを受けているのは、社会福祉法人だけでなく、公益法人にもみられる。

(山岡理事) 主務官庁制の下で設立された助成財団は、新しい仕組みになんでも変わらない。

もっと自由に助成プログラムを開発することができるはずなのに、7、8割は変える意欲と気力がないように思える。主務官庁制から解き放たれた助成事業とは何か、自ら考えるべきである。また、休眠預金は公的資金に準ずるから、下手をすると官の裁量による資金源になる。特に配分先の分野は集中されるであろうし、使う側がキチットしないとおかしくなる。

(太田理事長) 確かに旧主務官庁制の中で事業を構築して来た企業財団は、移行前と同じ事業を行っており新たな事業展開意欲に欠けるということがあるのかもしれない。堀田理事のご発言の前段、補助金など官による民間のコントロールは、いつか研究テーマとしたい。企業財団の件については、助成財団センターがその任に当たり、公法協も必要に応じて協力するといことか。

(雨宮理事) 会員へのサービスをどうしたらいいかという課題は以前から公益法人協会にあり、長い間の悩みである。制度改善に関する提言、行政庁の不認定・不認可に対してコメントをすることも大切だが、実際に公益法人の関係者がどういった悩みを抱えているのか、公益法人協会に対して何を求めているのかということを捉えないといけない。会員のニーズをもっと掘り起こさないと、収益の50%を提供する大事な会員が離れてしまうようと思う。助成財団センターも同様だが、法人にとって気楽に相談できる環境を提供することは重要である。役所の指導ではなく、自分たちはこういう活動をしたい、という民間の自主性をサポートすることが大切である。用途を指定しない寄附金、贊助会費により公益法人協会の活動を支えるという気持ちで出していくにはどうしたら良いか。また、事業にも参加していただいて、事業を理解していただく努力をしないと、会員が離れてしまうのではないか。月刊誌の3月号を読んでも内容は素晴らしいが、難解であり、どれだけの人が理解しているのか。会員のニーズは違うところにあるのではないか。

(太田理事長) 確かに会員にはそれぞれ入会の目的があるはず。その点、活動のクオリティを保ちながら会員のニーズに応える難しさをいつも痛感している。トップヘビーで、会員の方が一緒に支えていくという考え方は確かに従来から少なかった。提言という点では、例えばつい最近でも、公益認定申請をする法人に対して、旧制度の主務官庁による裁量性の踏襲のような対応を示した担当官の事例があった。担当官の交替による、いわゆる先祖帰りに対しては改善させる不断の努力が必要である。

(雨宮理事) 全部の担当官がそうではないことは明確に言っておきたいが、半面、ある都道府県では、一般法人として3年の実績がないと公益認定はダメ、という内規があるようだ。

(田中理事) 担当官が替わるごとに元に戻っていきつつある、という印象は拭えない。制度改革の最初の精神は、一体どこに行ったのか。

(中田監事) 移行申請に際して法人が担当官からこんなこと言われたという事例を、移行初期に公益法人協会が示していたが、また、それ収集する必要があるのかも知れない。内閣府には法的に地方の公益認定等審議会に対する強制力はないが、公益法人協会から内閣府に申し入れて、都道府県を指導してもらう方法はあるのではないか。

(片山理事) 民法による公益法人110年の歴史は重い。習性なのか、何かというと法人側は行政庁に聞きたがる傾向があるが、支配されたいのだろうか？ 法人がここまでやっていいのだ、という限界事例集を発信する必要があるかも知れない。

(浦上理事) 指導を受ける方が楽、という面は確かにある。人材提供という観点からの天下りは必ずしも否定しないが、単なるポスト要求なら法人側は拒絶するだろう。

(太田理事長) 貴重なご意見の数々、大変ありがたい。十分に注意しながら事業を遂行ていきたい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

## 第2号議案「内部諸規程の改定」の件

金沢専務理事から本議案について説明があった。説明によると今回、改定について審議を受けるのは、労働法関係の改正があった就業規則、準職員就業規則、育児休業規程及び介護休業規程の、合わせて4つの規程である。公益法人でも規程により職場が管理される側面があるが、今回

の法令等改正について概要を述べると、中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し、フレックスタイム制の見直し、介護休暇の半日単位取得や介護休業の分割取得を可能としたこと、子の看護休暇の半日単位の取得を可能にしたこと、妊娠・出産や育児・介護休業等を理由とするハラスメント防止による就業環境の整備などがある、とのことであった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第3号議案「平成29年度役員報酬（4～6月）」の件

太田理事長から、本議案について説明があった。説明によると、役員報酬の月額については28年度と同じであるが、6月の定時評議員会において理事のほぼ全員をはじめとする大きな役員改選があるので、本理事会では6月までの3ヶ月間について承認いただきたい、とのことであった。

審議の結果、原案どおり（別紙）、出席理事全員一致で可決した。

### 第4号議案「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

金沢専務理事から本議案について説明があり、次のとおり、出席理事全員一致で可決した。

#### ・第20回評議員会

日 時 平成29年6月27日（火）15時開始

場 所 如水会館（千代田区一ツ橋）

#### 目的である事項等

- ・平成28年度事業報告及び附属明細書の承認
- ・平成28年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び附属明細書並びに附属明細書の承認
- ・「理事及び監事並びに評議員の選任」の件
- ・「評議員会会長の選任」の件
- ・「役員等候補選出委員会委員の選任」の件

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

## ○報告事項

下記の報告が行われた。

### （1）公益目的事業変更に係るガイド及び当協会要望書（鈴木専務理事）

報告によると、同ガイドは平成29年1月版とあるように今後、内容を修正するとの含みで公表されたと思われるが、法人側からみてお粗末な記載がある。変更申請はおろか変更届も不要と思われる事例がいくつもあり、公法協の定点アンケートでも、「公益法人が新しいことを行おうとするとき、軽微な記載事項の変更であっても変更認定申請や届出を要するのはおかしく、法人の自主性に任せるべきである」「行政庁によって判断基準や対応が異なる」という意見が出ている。当協会が提出した要望書は、総論としてFAQの解説部分は良いが、個別の事例を挙げたケーススタディに関して、例えば主催行事の会場変更、周年事業の事例などは不適切であること、また、当面はケーススタディを充実させるべきこと、認定法施行規則第7条3号の改正検討等を盛り込み、認定等委員会事務局長宛てに提出した、とのこと

であった。

(2) 不認定案件への対応（鈴木専務理事）

報告によると、今回俎上に載ったのは神奈川県公益認定等審議会が不認定とした、かわさき市民基金の事例。県が公表した答申は、不認定の理由として助成先のことまで言及するなど、助成財団全体に波及することが懸念される内容であった。『公益法人』3月号にも掲載したが、神奈川県に対してこの「かわさき市民しきんに関する公開質問状」を助成財団センター、全国コミュニティ財団協会、日本NPOセンターとの連名で提出した。3月下旬に開催される同県審議会にて検討されると聞いていた。本件は、太田理事長が直接県庁へ出向き質問状を提出し、事情を聴取した、とのことであった。

同報告に関して、次の質疑応答があった。

（山岡理事）この事例には愕然とした。そもそも申請書の公益目的事業計画に、固有名詞や具体的な数値を入れさせているなら、その事業は硬直化する。

（太田理事長）移行の初期は、事業は申請書にできるだけ細分化して書けと言われていた事実があり、大阪府などはなるべく事業内容を細かく書くようなマニュアルを出したくらい。当協会はそのように細分化するのはおかしいと提言し、後半からは集約記載型が大勢を占めた。ただ、移行期の前半に移行した法人は細分化した形で事業を記載したので、変更したいが身動きが取れない、という事態に直面している。

（山岡理事）変更申請で、細かいところはすべてカットしたら良い。

（太田理事長）そうすると、変更のために認定申請をもう一度最初からやり直すくらいの手数がかかる、ということだ。

（太田理事長）正にブラックユーモアで、周年事業などはいちいち「本年は実施しない」などと事業廃止申請しなければならないのか、ということになる。

（雨宮理事）ガイドの公表は、毎年都道府県から要求があったものだが、内容には委員会の判断が入っていると思う。神奈川の事例は、法人が直接行う事業でなくてはならないという判断であるが、中途半端な不認定理由に思える。

（山岡理事）各地のコミュニティ財団の多くは、かわさき市民しきんのような形の助成を行っている。提案を受けて選考したものに対して寄附を募る、というスタイルだ。

(3) C A P S 委託調査（太田理事長）

報告によると、香港の非営利団体であるC A P S から委託を受け、市民社会組織に関するアンケート調査を実施している。内容はアジア地域16ヶ国に共通の質問であるが、日本の実態に合わない設問も少なくなく、委託者の了解を得て一部修正した上で回答依頼をしているところ、とのことであった。

(4) 法制審議会信託法部会の状況（公益信託）（太田理事長）

資料に基づき、公益法人協会と公益信託制度との40年以上にわたるかかわり、公益信託のメリット、法制審議会での論点と公法協の主張、改革が実現した際の活用事例の説明などがあり、来年度秋口にはパブコメにかかるのではないか、とのことであった。

来年度にはパブコメにかかる予定。

(5) 東京都委託社会福祉法人事業の経過（太田理事長）

報告によると、評議員会の設置など公益法人を手本として制度改革を進めている社会福祉法人について、東京都福祉局からの委託を受けてテキストを作成し、大規模な講演を行ったが5月にもう一度、講演を依頼されている。社会福祉法人は設立母体、資金源など公益法人とは異なる面があり、また、行政の関与が非常に大きい点など異なる点もあるが、当協会としては、事業計画どおり、自主開催セミナーも社会福祉法人を対象として29年度は増やしていく、とのことであった。

(6) 寄付月間「寄付川柳」の応募と選考結果（金沢専務理事）

報告によると、寄付月間のイベントとして(公社)日本フィランソロピー協会と共に募集した「寄付川柳」には、読売新聞大阪版・関東版、東京新聞に掲載されたこともあり、延べ2,306名から5,373句の応募があった。応募者の年齢は8歳から96歳まで。第一次、第二次選考を経て最終審査で最優秀賞1点、優秀賞2点及び佳作7点を選び、両団体ホームページで発表した、とのことであった。

(7) 28年度寄附金の状況報告（金沢専務理事）

報告によると、特定寄附金については、震災関係の2つの「草の根支援組織応援基金」では「平成28年熊本地震基金」は937万円の寄附があり、管理費10%分を差し引き、当協会の寄附を加算し851万円余を配分した。「東日本大震災基金」には新たに28年度、松口奨学会の第二次寄附440万円及び世界聖典普及協会から200万円の寄附があった。配分としては27年度に受けた松口奨学会第一次寄附金から、28年度末に40万円を宮城県の1団体に助成し、残額の約1,190万円は、29～31年度に配分される予定である。また、27年度にいただいた特別寄附金412,345円については寄附者の指定に沿い、28年度の公益目的事業1（普及啓発事業）の東アジア市民社会フォーラムに充当する予定である。一般寄附金は個人5名から合わせて18万円の寄付があった、とのことであった。

(8) 事務局人事の件（金沢専務理事）

報告によると、事業部の職員2名から自己都合によりこの年度末をもっての退職申し出があった。うち1名の後任はすでに着任しており、もう1名については業務量を計りながら今後募集する予定である、とのことであった。

(9) 28年度入退会の状況（金沢専務理事）

第1号議案において説明したため、省略。

(10) 28年度下期コンプライアンスの状況（鈴木専務理事）

昨年9月理事会以降もコンプライアンス違反や、それに係る内部告発等はなかった旨、報告があった。

(11) その他業務執行報告（太田理事長）

(10)まで報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。

(12) その他報告

最後に金沢専務理事より、平成28年度事業報告、計算書類の承認等に係る次回理事会の開催(6月9日、如水会館)について説明があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、18時05分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成29年3月28日

代表理事 太田 達男

代表理事 金沢 俊弘

監 事 中田 ちづ子

監 事 平川 純子

(別紙)

平成29年度役員報酬(4～6月)の金額等

(単位：円)

理事氏名	号俸	俸給月額	H 29年 4～6月 合計	H 28年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
太田 達男	18	440,000	1,320,000	5,280,000	週3日
金沢 俊弘	26	600,000	1,800,000	7,200,000	週5日
鈴木 勝治	23	540,000	1,620,000	6,480,000	週5日

\* 役員賞与は支給しない（役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程第3条第4項）。

